

平成 28 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 ロイヤルホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 菊地 唯夫
(コード番号 8 1 7 9 東証第一部、福証)
問合せ先 取締役 経営企画部長 貴堂 聡
(TEL 03-5707-7130)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の当社第 67 期定時株主総会にて、定款の一部変更が承認されることを条件として、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事の詳細につきましては、本日公表の「代表取締役の異動および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 監査等委員会設置会社へ移行する目的

- ・ 構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものであります。
- ・ 取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るものであります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役お

よび監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- ② 株主総会の運営について柔軟な対応を可能とするため、株主総会の招集権者および議長を取締役会長または取締役社長にいたしたく、現行定款第 16 条を変更案第 16 条のとおり、変更するものであります。
- ③ 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 30 条第 2 項を変更案第 31 条第 2 項のとおり変更するものであります。なお、変更案第 31 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 29 日 (火)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 29 日 (火)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| 第 1 条～第 3 条 (条文省略) | 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) |
| (機 関) | (機 関) |
| 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |
| 1. 取締役会 | 1. 取締役会 |
| 2. <u>監査役</u> | 2. <u>監査等委員会</u> |
| 3. <u>監査役会</u> | (削 除) |
| 4. <u>会計監査人</u> | 3. <u>会計監査人</u> |
| 第 5 条 (条文省略) | 第 5 条 (現行どおり) |
| 第 2 章 株 式 | 第 2 章 株 式 |
| 第 6 条～第 13 条 (条文省略) | 第 6 条～第 13 条 (現行どおり) |
| 第 3 章 株主総会 | 第 3 章 株主総会 |
| 第 14 条～第 15 条 (条文省略) | 第 14 条～第 15 条 (現行どおり) |
| (招集権者及び議長) | (招集権者及び議長) |
| 第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 | 第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 |
| ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 | ② <u>取締役会長及び取締役社長</u> のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 |
| 第 17 条～第 19 条 (条文省略) | 第 17 条～第 19 条 (現行どおり) |
| 第 4 章 取締役及び取締役会 | 第 4 章 取締役及び取締役会 |
| (取締役の員数) | (取締役の員数) |
| 第 20 条 当社の取締役は、10名以内とする。 | 第 20 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を</p> | <p style="text-align: center;">(取締役の選任)</p> <p>除く。)は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑤ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長</u>、<u>取締役社長</u>各1名、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p> | <p><u>等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、<u>取締役社長</u>各1名、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役</u>各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> |
| <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> | <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> |
| <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> | <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> |
| <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> | <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、</u>株主総会の決議によってこれを定める。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第 32 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|-------|
| <p align="center">第5章 監査役及び監査役会</p> | (削 除) |
| <p><u>(監査役の員数)</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第31条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> | |
| <p><u>(監査役の選任)</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第32条</u> 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> | |
| <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | |
| <p><u>(補欠監査役の選任)</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第33条</u> 当会社は法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者（以下、「補欠監査役」という。）をあらかじめ選任することができる。</p> | |
| <p>② <u>補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | |
| <p>③ <u>補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> | |
| <p><u>(監査役の任期)</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第34条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | |
| <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | |
| <p>③ <u>前条第1項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p><u>第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | |
| <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> | |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第 39 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が定める限度において免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> | |
| <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 40 条～第 41 条 （条文省略）</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 36 条～第 37 条 （現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p style="margin-left: 100px;">(新 設)</p> <p style="margin-left: 100px;">(新 設)</p> <p style="margin-left: 100px;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(取締役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、平成 28 年 3 月開催の第 6 7 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 当社は、平成 28 年 3 月開催の第 6 7 期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 平成 28 年 3 月開催の第 6 7 期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 9 条第 2 項の定めるところによる。</p> |

以上